

より課される所得税又は都府県民税の所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割若しくは市町村民税の所得割に相当する税(以下この条において「外国の所得税等」という。)を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第九十五条第一項の控除限度額を超える額があるときは、施行令で定めるところにより計算した額を限度として、施行令で定めるところにより、当該超える金額(施行令で定める金額に限る。)をその者の第三十三条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

第三十四条の三 所得割の納税義務者が、法第三十二条

第十三項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について本節の規定により配当割額を課された場合又は同条第十五項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について本節の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に五分の二を乗じて得た金額を、その者の前三条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(個人の県民税に係る徴収取扱費の交付)

第三十九条 個人の県民税に係る徴収金を賦課徴収した市町村に対しては、徴収取扱費として次に掲げる金額の合計額を交付するものとする。

- 一 各年度において賦課決定(既に賦課していた税額を変更するものを除く)をされた個人の県民税の納税義務者の数を施行令で定める金額に乘じて得た金額

二 四略

五 第三十四条の三の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額を法第三十四条の八第三

より課される所得税又は都府県民税の所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割若しくは市町村民税の所得割に相当する税(以下この条において「外国の所得税等」という。)を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第九十五条第一項の控除限度額を超える額があるときは、施行令で定めるところにより計算した額を限度として、施行令で定めるところにより、当該超える金額(施行令で定める金額に限る。)をその者の第三十三条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第三十四条の三 所得割の納税義務者が、法第三十二条第十三項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について本節の規定により配当割額を課された場合又は同条第十五項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について本節の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に百分の三十二を乗じて得た金額を、その者の第三十三条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(個人の県民税に係る徴収取扱費の交付)

第三十九条 個人の県民税に係る徴収金を賦課徴収した市町村に対しては、徴収取扱費として次に掲げる金額の合計額を交付するものとする。

- 一 個人の県民税に係る納税通知書、特別徴収義務者を経由して納税義務者に交付する通知書及び特別徴収義務者に交付する更正又は決定の通知書の数を、それぞれ施行令第八條の三第一項に定める金額に乘じて得た金額の合計額
- 二 個人の県民税に係る徴収金で県に払い込まれた金額に施行令第八條の三第二項で定める率を乘じて得た金額

三 五略

項の規定により適用される同条第二項の規定によつて市町が還付し、又は充当した場合における当該控除することができなかつた金額に相当する金額

3 知事は、市町村長から、前項の規定による計算書の送付があつた場合には、三十日以内に徴収取扱費を当該市町村に交付するものとする。

(分離課税に係る所得割の税率)

第三十九条の四 分離課税に係る所得割の税率は、百分の四とする。

法人等の区分	税率
一 法第二十三条第一項第四号の五に規定する資本金等の額(次号から第四号まで及び第三項において「資本金等の額」という。)が五十億円を超える法人(保険業法(平成七年法律第五号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び法人税法第二条第五号の公共法人及び同条第六号の公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。次号から第四号までにおいて同じ。)	年額 八十万円
二 資本金等の額が十億円を超え五十億円以下である法人	年額 五十万円
三 資本金等の額が一億円を超え十億円以下である法人	年額 十三万円

(法人等の均等割の税率)

第四十一条 法人等の均等割の税率は、次の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額とする。

法人等の区分	税率
一 法第二十三条第一項第四号の二に規定する資本金等の額(次号から第四号まで及び第三項において「資本金等の額」という。)が五十億円を超える法人(保険業法(平成七年法律第五号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び法人税法第二条第五号の公共法人及び同条第六号の公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。次号から第四号までにおいて同じ。)	年額 八十万円
二 資本金等の額が十億円を超え五十億円以下である法人	年額 五十万円
三 資本金等の額が一億円を超え十億円以下である法人	年額 十三万円

(法人等の均等割の税率)

第四十一条 法人等の均等割の税率は、次の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額とする。

七百円以下の金額	百分の二
七百円を超える金額	百分の三



<p>3 略</p> <p>(法人の事業税の税率等)</p> <p>第四十九条 法人の行う事業(特定信託の受託者である法人の行う信託業(特定信託に係るものに限る。))並びに電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 第四十七条第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・二を乗じて得た金額</p> <p>ハ 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1"> <tr><td>各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額</td><td>百分の三・八</td></tr> <tr><td>各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額</td><td>百分の五・五</td></tr> <tr><td>各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額及び清算所得</td><td>百分の七・一</td></tr> </table> <p>二 特別法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1"> <tr><td>各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額</td><td>百分の五</td></tr> <tr><td>各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得</td><td>百分の六・六</td></tr> </table>	各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の三・八	各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の五・五	各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額及び清算所得	百分の七・一	各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五	各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得	百分の六・六	<p>3 略</p> <p>(法人の事業税の税率等)</p> <p>第四十九条 法人の行う事業(特定信託の受託者である法人の行う信託業(特定信託に係るものに限る。))並びに電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業を除く。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 第四十七条第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・二を乗じて得た金額</p> <p>ハ 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1"> <tr><td>各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額</td><td>百分の四・四</td></tr> <tr><td>各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額</td><td>百分の六・六</td></tr> <tr><td>各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額及び清算所得</td><td>百分の八・六</td></tr> </table> <p>二 特別法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1"> <tr><td>各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額</td><td>百分の五・六</td></tr> <tr><td>各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得</td><td>百分の七・五</td></tr> </table>	各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の四・四	各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の六・六	各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額及び清算所得	百分の八・六	各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五・六	各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得	百分の七・五	<p>三 その他の法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1"> <tr><td>各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額</td><td>百分の五</td></tr> <tr><td>各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額</td><td>百分の七・三</td></tr> <tr><td>各事業年度の所得のうち年八百円を超える金額及び清算所得</td><td>百分の九・六</td></tr> </table> <p>二 特定信託の受託者である法人の行う信託業(特定信託に係るものに限る。))に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 特別法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1"> <tr><td>各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円以下の金額</td><td>百分の五</td></tr> <tr><td>各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額</td><td>百分の六・六</td></tr> <tr><td>その他の法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額</td><td>百分の五</td></tr> <tr><td>各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円以下の金額</td><td>百分の七・三</td></tr> <tr><td>各特定信託の各計算期間の所得のうち年八百円を超える金額</td><td>百分の九・六</td></tr> </table> <p>三 電気供給業、ガス供給業及び保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一・三を乗じて得た金額とする。</p> <p>四 他の二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が</p>	各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五	各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の七・三	各事業年度の所得のうち年八百円を超える金額及び清算所得	百分の九・六	各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五	各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の六・六	その他の法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額	百分の五	各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の七・三	各特定信託の各計算期間の所得のうち年八百円を超える金額	百分の九・六	<p>三 その他の法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1"> <tr><td>各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額</td><td>百分の五・六</td></tr> <tr><td>各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額</td><td>百分の八・四</td></tr> <tr><td>各事業年度の所得のうち年八百円を超える金額及び清算所得</td><td>百分の十一</td></tr> </table> <p>二 特定信託の受託者である法人の行う信託業(特定信託に係るものに限る。))に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 特別法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1"> <tr><td>各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円以下の金額</td><td>百分の五・六</td></tr> <tr><td>各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額</td><td>百分の七・五</td></tr> <tr><td>その他の法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額</td><td>百分の五・六</td></tr> <tr><td>各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円以下の金額</td><td>百分の八・四</td></tr> <tr><td>各特定信託の各計算期間の所得のうち年八百円を超える金額</td><td>百分の十一</td></tr> </table> <p>三 電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一・五を乗じて得た金額とする。</p> <p>四 他の二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が千</p>	各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五・六	各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の八・四	各事業年度の所得のうち年八百円を超える金額及び清算所得	百分の十一	各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五・六	各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の七・五	その他の法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額	百分の五・六	各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の八・四	各特定信託の各計算期間の所得のうち年八百円を超える金額	百分の十一
各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の三・八																																																						
各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の五・五																																																						
各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額及び清算所得	百分の七・一																																																						
各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五																																																						
各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得	百分の六・六																																																						
各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の四・四																																																						
各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の六・六																																																						
各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額及び清算所得	百分の八・六																																																						
各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五・六																																																						
各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得	百分の七・五																																																						
各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五																																																						
各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の七・三																																																						
各事業年度の所得のうち年八百円を超える金額及び清算所得	百分の九・六																																																						
各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五																																																						
各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の六・六																																																						
その他の法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額	百分の五																																																						
各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の七・三																																																						
各特定信託の各計算期間の所得のうち年八百円を超える金額	百分の九・六																																																						
各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五・六																																																						
各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の八・四																																																						
各事業年度の所得のうち年八百円を超える金額及び清算所得	百分の十一																																																						
各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五・六																																																						
各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の七・五																																																						
その他の法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額	百分の五・六																																																						
各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の八・四																																																						
各特定信託の各計算期間の所得のうち年八百円を超える金額	百分の十一																																																						

<p>千万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、      第一項又は第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。      一 第四十七条第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額      イ 略      ロ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・二を乗じて得た金額      ハ 各事業年度の所得及び清算所得に百分の七・二を乗じて得た金額      ニ 各特定信託の各計算期間の所得に百分の九・六を乗じて得た金額      二 特別法人 次に掲げる金額の合計額      イ 各事業年度の所得及び清算金額に百分の六・六を乗じて得た金額      ロ 各特定信託の各計算期間の所得に百分の六・六を乗じて得た金額      三 その他の法人 次に掲げる金額の合計額      イ 各事業年度の所得及び清算所得に百分の九・六を乗じて得た金額      ロ 各特定信託の各計算期間の所得に百分の九・六を乗じて得た金額</p> <p>(法人の事業税に係る更正、決定に関する通知)      第五十条 法第七十二条の四十二の規定による法人の事業税に係る更正又は決定の通知、法第七十二条の四十六第五項の規定による法人の事業税に係る過少申告加算金額及び不申告加算金額の決定の通知並びに法第七十二条の四十七第四項の規定による法人事業税に係る重加算金額の決定の通知は、規則で定める様式の通知書による。</p> <p>(市街地再開発組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)      第六十六条の四 略</p> <p>2 略      3 知事は、都市再開発法第五十条の二第三項に規定する再開発会社(以下この項、第五項及び第七項において「再開発会社」という。)が、第一種市街地再開発事業</p>	<p>万円で以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。      一 第四十七条第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額      イ 略      ロ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・二を乗じて得た金額      ハ 各事業年度の所得及び清算所得に百分の八・六を乗じて得た金額      ニ 各特定信託の各計算期間の所得に百分の十一を乗じて得た金額      二 特別法人 次に掲げる金額の合計額      イ 各事業年度の所得及び清算金額に百分の七・五を乗じて得た金額      ロ 各特定信託の各計算期間の所得に百分の七・五を乗じて得た金額      三 その他の法人 次に掲げる金額の合計額      イ 各事業年度の所得及び清算所得に百分の十一を乗じて得た金額      ロ 各特定信託の各計算期間の所得に百分の十一を乗じて得た金額</p> <p>(法人の事業税に係る更正、決定に関する通知)      第五十条 法第七十二条の四十二の規定による法人の事業税に係る更正又は決定の通知、法第七十二条の四十六第四項の規定による法人の事業税に係る過少申告加算金額及び不申告加算金額の決定の通知、ならびに法第七十二条の四十七第四項の規定による法人事業税に係る重加算金額の決定の通知は、規則で定める様式の通知書による。</p> <p>(市街地再開発組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)      第六十六条の四 略</p> <p>2 略      3 知事は、都市再開発法第五十条の二第三項に規定する再開発会社(以下本項、第五項及び第七項において「再開発会社」という。)が、第一種市街地再開発事業の施</p>	<p>の施行に伴い施設建築物の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、当該不動産の取得の日から敷地の取得にあつては三年、施設建築物の取得にあつては六月以内に同法第七十三条第一項第二号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該再開発会社の申請により、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。</p> <p>4 略      5 知事は、再開発会社が、都市再開発法第二条第一号に規定する第二種市街地再開発事業(第七項において「第二種市街地再開発事業」という。)の施行に伴い施設建築物同法第十八条の七第一項第三号の建築物施設の部分を除く。以下この項において同じ。)の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、同法第十八条の七の規定による建築工事の完了の公告があつた日から六月以内に同法第十八条の七第一項第二号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該再開発会社の申請により、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。</p> <p>6 略      7 知事は、再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い都市再開発法第十八条の七第一項第三号の建築物施設の部分(以下この項において「建築物施設の部分」という。)を取得した場合において同法第十八条の七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日に同法第十八条の七第一項に規定する譲受け予定者が当該建築物施設の部分を取得したときは再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い同法第二条第四号に規定する公共施設(以下この項において「公共施設」という。)の用に供する不動産を取得した場合において同法第十八条の七第一項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得したときは、当該再開発会社の申請により、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。</p> <p>8 略</p>
<p>の施行に伴い施設建築物の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、当該不動産の取得の日から敷地の取得にあつては三年、施設建築物の取得にあつては六月以内に同法第七十三条第一項第二号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該再開発会社の申請により、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。</p> <p>4 略      5 知事は、再開発会社が、都市再開発法第二条第一号に規定する第二種市街地再開発事業(第七項において「第二種市街地再開発事業」という。)の施行に伴い施設建築物同法第十八条の七第一項第三号の建築物施設の部分を除く。以下本項において同じ。)の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、同法第十八条の七の規定による建築工事の完了の公告があつた日から六月以内に同法第十八条の七第一項第二号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該再開発会社の申請により、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。</p> <p>6 略      7 知事は、再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い都市再開発法第十八条の七第一項第三号の建築物施設の部分(以下本項において「建築物施設の部分」という。)を取得した場合において同法第十八条の七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日に同法第十八条の七第一項に規定する譲受け予定者が当該建築物施設の部分を取得したときは再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い同法第二条第四号に規定する公共施設(以下本項において「公共施設」という。)の用に供する不動産を取得した場合において同法第十八条の七第一項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国、地方公共団体その他施行令で定める者が当該不動産を取得したときは、当該再開発会社の申請により、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。</p> <p>8 略</p>	<p>の施行に伴い施設建築物の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、当該不動産の取得の日から敷地の取得にあつては三年、施設建築物の取得にあつては六月以内に同法第七十三条第一項第二号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該再開発会社の申請により、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。</p> <p>4 略      5 知事は、再開発会社が、都市再開発法第二条第一号に規定する第二種市街地再開発事業(第七項において「第二種市街地再開発事業」という。)の施行に伴い施設建築物同法第十八条の七第一項第三号の建築物施設の部分を除く。以下本項において同じ。)の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、同法第十八条の七の規定による建築工事の完了の公告があつた日から六月以内に同法第十八条の七第一項第二号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該再開発会社の申請により、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。</p> <p>6 略      7 知事は、再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い都市再開発法第十八条の七第一項第三号の建築物施設の部分(以下本項において「建築物施設の部分」という。)を取得した場合において同法第十八条の七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日に同法第十八条の七第一項に規定する譲受け予定者が当該建築物施設の部分を取得したときは再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い同法第二条第四号に規定する公共施設(以下本項において「公共施設」という。)の用に供する不動産を取得した場合において同法第十八条の七第一項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国、地方公共団体その他施行令で定める者が当該不動産を取得したときは、当該再開発会社の申請により、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。</p> <p>8 略</p>	<p>の施行に伴い施設建築物の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、当該不動産の取得の日から敷地の取得にあつては三年、施設建築物の取得にあつては六月以内に同法第七十三条第一項第二号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該再開発会社の申請により、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。</p> <p>4 略      5 知事は、再開発会社が、都市再開発法第二条第一号に規定する第二種市街地再開発事業(第七項において「第二種市街地再開発事業」という。)の施行に伴い施設建築物同法第十八条の七第一項第三号の建築物施設の部分を除く。以下本項において同じ。)の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、同法第十八条の七の規定による建築工事の完了の公告があつた日から六月以内に同法第十八条の七第一項第二号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該再開発会社の申請により、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。</p> <p>6 略      7 知事は、再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い都市再開発法第十八条の七第一項第三号の建築物施設の部分(以下本項において「建築物施設の部分」という。)を取得した場合において同法第十八条の七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日に同法第十八条の七第一項に規定する譲受け予定者が当該建築物施設の部分を取得したときは再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い同法第二条第四号に規定する公共施設(以下本項において「公共施設」という。)の用に供する不動産を取得した場合において同法第十八条の七第一項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国、地方公共団体その他施行令で定める者が当該不動産を取得したときは、当該再開発会社の申請により、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。</p> <p>8 略</p>

9 知事は、防災街区整備事業組合又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第六十五条第三項に規定する事業会社(以下この項及び次項において「事業会社」という。)が、同法第二条第五号に規定する防災街区整備事業次項において「防災街区整備事業」という。)の施行に伴い同法第一百七条第六号に規定する防災施設建築敷地(以下この項及び次項において「防災施設建築敷地」という。)若しくは同法第二百二十四条第二項に規定する個別利用区(以下この項及び次項において「個別利用区」という。)(内の宅地を取得し、又は同法第一百七条第五号に規定する防災施設建築物(以下この項及び次項において「防災施設建築物」という。))を新築した場合において、当該不動産の取得の日から防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地の取得にあつては三年、防災施設建築物の取得にあつては六月以内に、防災街区整備事業組合にあつては同法第二百四十四条第一項に規定する組合員(同法第二百四十五条に規定する参加組合員を除く。)(に、事業会社にあつては同法第二百五条第一項第二号若しくは第七号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該防災街区整備事業組合又は事業会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

10 略

(たばこ税の税率)  
第七十二条の二 たばこ税の税率は、千本につき八百九十八円とする。

(たばこ税に係る更正、決定等に関する通知書の様式)  
第七十二条の十二 法第七十四条の二十四項の規定によるたばこ税に係る更正又は決定の通知書、法第七十四條の二十三第五項の規定によるたばこ税に係る過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知書及び法第七十四条の二十四第四項の規定によるたばこ税に係る重加算金額の決定の通知書は、規則で定める様式による。

(自動車税の税率)

9 知事は、防災街区整備事業組合又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第六十五条第三項に規定する事業会社(以下本項及び次項において「事業会社」という。)が、同法第二条第五号に規定する防災街区整備事業次項において「防災街区整備事業」という。)の施行に伴い同法第一百七条第六号に規定する防災施設建築敷地(以下本項及び次項において「防災施設建築敷地」という。)若しくは同法第二百二十四条第二項に規定する個別利用区(以下本項及び次項において「個別利用区」という。)(内の宅地を取得し、又は同法第一百七条第五号に規定する防災施設建築物(以下本項及び次項において「防災施設建築物」という。))を新築した場合において、当該不動産の取得の日から防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地の取得にあつては三年、防災施設建築物の取得にあつては六月以内に、防災街区整備事業組合にあつては同法第二百四十四条第一項に規定する組合員(同法第二百四十五条に規定する参加組合員を除く。)(に、事業会社にあつては同法第二百五条第一項第二号若しくは第七号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該防災街区整備事業組合又は事業会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

10 略

(たばこ税の税率)  
第七十二条の二 たばこ税の税率は、千本につき七百九十三円とする。

(たばこ税に係る更正、決定等に関する通知書の様式)  
第七十二条の十二 法第七十四条の二十四項の規定によるたばこ税に係る更正又は決定の通知書、法第七十四條の二十三第四項の規定によるたばこ税に係る過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知書及び法第七十四条の二十四第四項の規定によるたばこ税に係る重加算金額の決定の通知書は、規則で定める様式による。

(自動車税の税率)

第百十二条 自動車税の税率は、次の表の上欄に掲げる自動車の区分に応じ、一台についてそれぞれ当該下欄に掲げる額とする。

自動車税の区分	税率(年額)	
	営業用	自家用
一及び二略		
三パス略	一般乗合用のもの(道路運送法(昭和二十六)年法律第八十三号)第五号第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。以下「自動車税について同様とする。）」	その他略
四及び五略	略	略

2 4 略

(自動車税の徴収の方法)  
第百十三条の二 略

2 略

3 道路運送車両法第七条の規定による登録の申請があつた自動車について法第五十条第一項の規定により課する自動車税の徴収については、同項の賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

4 7 略

(自動車税の徴収の特例)  
第百十三条の三 自動車税の納税義務者が行政手続等に

自動車税の区分	税率(年額)	
	営業用	自家用
一及び二略		
三パス略	一般乗合用	その他略
四及び五略	略	略

2 4 略

(自動車税の徴収の方法)  
第百十三条の二 略

2 略

3 道路運送車両法第七条又は第十三条の規定による登録の申請があつた自動車(法第五十条第四項本文の規定に該当するものを除く。))について法第五十条第一項の規定により課する自動車税の徴収については、同項の賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

4 7 略

(自動車税の徴収の特例)  
第百十三条の三 自動車税の納税義務者が行政手続等に

おける情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条の規定による登録の申請及び次条第一項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第三項から第五項までの規定によるほか、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を施行規則で定める方法により徴収するものとする。

(免税証の受取義務)

第五百四十二条の二 法第七百条の十五第四項に規定する免税取扱特別徴収義務者（以下この節において「免税取扱特別徴収義務者」という。）は、免税証を提出して免税軽油の引取りを行う者に対して免税軽油の引渡しをする場合においては、当該免税証を受け取らなければならない。

(事業の開廃等の届出)

第五十八條之三 特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等（軽油の製造又は輸入をすることを業とする者で元売業者以外のものをいう。以下この節において同じ。）で、県内に主たる事務所等を有するものは、事業を開始しようとするときは、事務所等ごと、その旨を知事に届け出なければならない。その事業を廃止し、又は休止しようとするときも、同様とする。

2・3 略

(軽油引取税に係る更正、決定等に関する通知書の様式)

第六十三條 法第七百条の三十第四項の規定による軽油引取税に係る更正又は決定の通知書、法第七百条の三十三第五項の規定による軽油引取税に係る過少申告加算金額の決定の通知書、同条同項の規定による軽油引取税に係る不申告加算金の決定の通知書及び法七百条の三十四第四項の規定による軽油引取税に係る重加算金の決定の通知書は、規則で定める様式による。

附則

(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)

おける情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条又は第十三条の規定による登録の申請及び次条第一項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第三項から第五項までの規定によるほか、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を施行規則で定める方法により徴収するものとする。

(免税証の受取義務)

第五百四十二条の二 法第七百条の十五第四項に規定する免税取扱特別徴収義務者（以下この節において「免税取扱特別徴収義務者」という。）は、免税証を提出して免税軽油の引取りを行う者に対して免税軽油の引渡しをする場合においては、当該免税証を受け取らなければならない。

(営業の開廃等の届出)

第五十八條之三 特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等（軽油の製造又は輸入をすることを業とする者で元売業者以外のものをいう。以下この節において同じ。）で、県内に主たる事務所等を有するものは、営業を開始しようとするときは、事務所等ごと、その旨を知事に届け出なければならない。その営業を廃止し、又は休止しようとするときも、同様とする。

2・3 略

(軽油引取税に係る更正、決定等に関する通知書の様式)

第六十三條 法第七百条の三十第四項の規定による軽油引取税に係る更正又は決定の通知書、法第七百条の三十三第四項の規定による軽油引取税に係る過少申告加算金額の決定の通知書、同条同項の規定による軽油引取税に係る不申告加算金の決定の通知書及び法七百条の三十四第四項の規定による軽油引取税に係る重加算金の決定の通知書は、規則で定める様式による。

附則

(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)

第二条 当分の間、県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第三十一条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額）以下である者に対しては、第三十条第一項の規定にかかわらず、県民税の所得割（第三十九条の二の規定によつて課する所得割を除く。）を課さない。

2 当分の間、三十五万円に県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額）が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額と第三号に掲げる額の合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第二号に掲げる額を同号に掲げる額と第三号に掲げる額の合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第三十三条及び第三十四条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

- 一 略
  - 二 当該納税義務者の第三十三条、第三十四条、第三十四條の二、附則第五條第一項及び附則第五條の五第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額
  - 三 当該納税義務者の法第三百十四條の三、法第三百十四條の六、法第三百十四條の七、法附則第五條第三項及び法附則第五條第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額
- 3 前項の規定の適用がある場合における第三十四條の三の規定の適用については、同条中「前三条」とあるのは、「前三条及び附則第二條第二項」とする。

(個人の県民税の配当控除)

第五條 当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得（剰余金の配当（所得税法第九十二條第一項に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。）、利益の配当（同項に規定する利益の配当をいう。以下この条において同じ。）、剰余

第二条 当分の間、県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第三十一条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十五万円を加算した金額）以下である者に対しては、第三十条第一項の規定にかかわらず、県民税の所得割（第三十九条の二の規定によつて課する所得割を除く。）を課さない。

2 当分の間、三十五万円に県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十五万円を加算した金額）が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額と第三号に掲げる額の合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第二号に掲げる額を同号に掲げる額と第三号に掲げる額の合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第三十三条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

- 一 略
  - 二 当該納税義務者の第三十三条及び第三十四條の二並びに附則第五條の規定を適用して計算した場合の所得割の額
  - 三 当該納税義務者の法第三百十四條の三、法第三百十四條の四及び法第三百十四條の七並びに法附則第五條第三項の規定を適用して計算した場合の所得割の額
- 3 前項の規定の適用がある場合における第三十四條の三の規定の適用については、同条中「及び前条」とあるのは、「前条及び附則第二條第二項」とする。

(個人の県民税の配当控除)

第五條 当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得（利益の配当（所得税法第九十二條第一項に規定する利益の配当をいう。以下本条において同じ。）、剰余金の分配、証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二條第四項に規定す